

① 支援の方法について

〔間接支援〕

保育や授業の様子を行動観察し、先生方と情報交換を行います。

〔直接支援〕

必要に応じて、日常の集団生活適応を見据えた個別支援を行い、先生方と情報共有を行います。

実際の支援方法については、上記方法を含め、お子さんの様子、保護者の希望、先生方の意向などを踏まえて、事業所が調整を行います。

また、訪問の回数や頻度（原則月に2回程度）・時間は、お子さんの状況によって異なります。

費用について

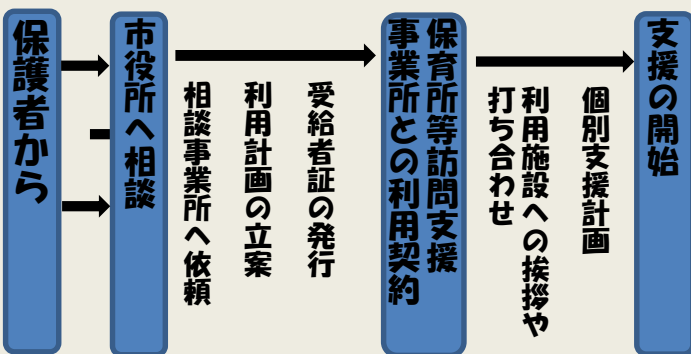


児童福祉法における、保育所等訪問支援給付費の利用者自己負担額は1割負担となります。

なお、保育所等訪問支援給付費の自己負担には上限があります。

保育所等訪問支援の手引き

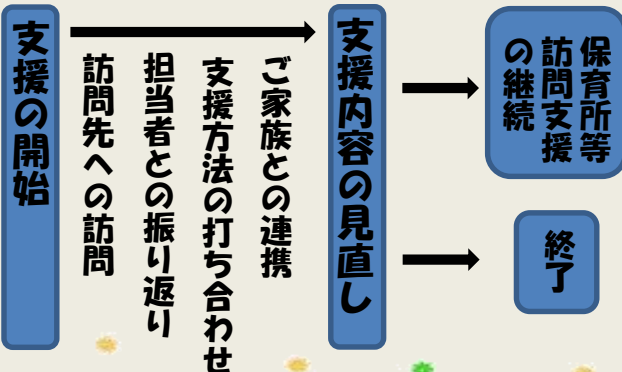
② 保育所等訪問支援の利用と流れ



※令和元年10月より、国の幼児教育無償化において「3歳から5歳までの児童発達支援事業所の支援費用」は0円となります。



③ 保育所等訪問支援 利用後の流れ



連絡先
長崎市 福祉部 障害福祉課 支援係
095-829-1141

作成
長崎市自立支援協議会こども部会



訪問支援員とは



こんな場合に ご利用ください

保護者から
周りの子どもたちと上手に遊べていない
ようだ。

身の回りのことがうまくできていない。
忘れ物が多い。

先生の指示をよく聞いていなくて、
一人別行動をとったり、友達から行動が
遅れたりしやすい。

教室の門から飛び出したり、立ち歩いたり
急に話し出したりして、先生方が対応に
困っているようだ。



園・学校などから
担当する子どもが、困っている様子なので、
対応を知りたい。

気の散りやすい、行動が遅れがちな子に
対して、何かできることがあれば、支援
したい。

コミュニケーションをとったり、友達と
かかわったりすることが苦手な子どもに
対応したいが、実際にどうすればよいのか
知りたい。



その他
療育や発達支援事業所での支援が受けられ
ないため、園や学校などでできることが
あれば、対応したい。



保育所等訪問支援とは

児童福祉法に定められた保育所等訪問支援
事業の指定に基づく事業です。

保育所等を現在利用している方、または
今後利用する予定のある方が、保育所等
における集団生活の適応のための専門的
な支援を必要とする場合に、保護者の依
頼に基づいて訪問支援を実施するための
事業です。

- 保育所、幼稚園、認定こども園、乳児院、放課後児童クラブ等
- 小学校、中学校、特別支援学校
- その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

